（入札説明書別冊）

機材仕様書

案件名：グアテマラ国ケツァルテナンゴ県、トトニカパン県、ソロラ県母とこどもの健康プロジェクト向け機材

標記に関し、購入する品目、仕様、数量、納入条件等は下記のとおりとする。

記

1　機材品目：付属書１「機材仕様明細書」に示すとおり

2　納入条件:

(1)価　　格　　輸出梱包付本邦指定倉庫渡し価格の総額

(2) 納入場所　本邦機構指定倉庫(京浜地区または京葉地区)

(3)納入期限　平成 25 年 1 月 22 日

(4)梱　包　輸出梱包（空送）

梱包の仕様は付属書２「梱包条件書」に示すとおり

(5) 宛先等

(宛先) AGENCIA JAPONESA DE COOPERACION INTERNACIONAL/JICA

(仕向地) GUATEMALA　CITY

(Consignee) AGENCIA JAPONESA DE COOPERACION INTERNACIONAL/JICA

(Notify Party) Sr. Takeo Sasaki

18 CALLE EDIFICIO UNICENTRO 5-56 APARTAMENTO 1203 ZONA 10 GUATEMALA, GUATEMALA

マーキングは、付属書２「梱包条件書」に示す方法により行う。

3　電源：単相電圧　(120V)　　周波数（60Hz）　プラグ形状（A）

三相電圧　　周波数　　プラグ形状

4　銘板：英文品名:製造番号、製造年月日、使用電圧等を記載した銘板を取り付けること。

5　検査：

(1)納品検査　機構の指名する立会検査人が受注者、メーカー担当者立会のもとで、品目、規格、性能及び数量等の検査を実施する。

(2)検査の判定　上記検査の結果、納入された機材が「機材仕様書」の内容を満たしていないと判断された場合、機構はその理由を明らかにして、当該機材の代替品の納入を求め再度検査を行う。再検査を含め、検査の実施は納入期限内に完了すること。

6　輸出許可：　受注者は、納入する機材に関して、輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、機構に対して所定の様式(契約締結後配布）及びメーカー・代理店の該非判定書又はパラメータシートにより報告する。

7　提出資料：

提出資料名	同梱用	機構提出用
取扱説明書（英文）	各１部	不要
その他	不要	不要

※詳細は機材仕様明細書を参照

8　特記事項:

(1)据付技師の派遣

不要

(2)特殊梱包

特になし

(3)梱包材の熱処理・燻蒸処理

上記（2）の指定がなくても、経由国で梱包材の熱処理・燻蒸が必要とされている場合には、熱処理・燻蒸処理の上、熱処理・燻蒸証明書を提出すること。

(4) すべてのメーカーの純正品かつ新品未使用品とし、中古品の納入は認めない。

(5)米国の再輸出規制に該当しないことを確認すること。該当することが判明した場合は関連情報を提供すること。その場合は、当機構で許可申請手続きを行うが、不許可となった場合、当該機材は契約から削除する。

以上

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

グアテマラ国ケツァルテナンゴ県、トトニカパン県、ソロラ県母とこどもの健康プロジェクト

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
1	助産演習モデルセット	（仕様）主要部分はシリコーンゴム製で、現地の熱帯湿潤気候下及び		
	Midwifery Practice Model Set	寒冷気候下でも変形・変質しないこと。（会陰部のみのシリコーン		
		製は不可。また、会陰部をゴム式としたものも不可）		
		①　全身モデルでないこと（妊産婦の腹部を中心として内診、		
		分娩介助演習、裂傷縫合トレーニング演習が可能なこと）		
		②　本実習セットには妊産婦の下腹部、胎児、胎盤は卵膜3層構造で		
		剥離できるもの。		
		③　各種パーツを入れ替えることにより、内診、分娩介助、軟産道裂傷		
		の縫合の演習が可能なこと。また、裂傷が左右にあること。		
		④　妊娠末期から分娩開始時も子宮頸管の開大度、展退、硬度、位置が		
		確認できるものであること。		
		⑤　子宮口の開大度が異なる模型や児頭模型を入れ替えたり、下降度を		
		調節することで、内診による分娩進行度の判断演習ができる。		
		⑥　胎盤はシリコーン製であり、胎児面にて血管の確認、母体面にて		
		胎盤葉の検査、卵膜剥離の演習ができること。		
		⑦　臍帯部は胎児と結合できること。		
		⑧　胎児はシリコーン製のシームレス構造でできており、肛門検温の		
		演習（温度確認は不要）、通常分娩だけでなく逆子の出産演習、		
		鉗子分娩の演習ができること。		
		⑨　分娩介助用ガイドにより産道の再現ができること。		
		⑩　既存の分娩台に置くことができ、分娩介助姿勢、準備から		
		片付けまで演習できること。		
		⑪　児の娩出機構は電動式ではなく、ハンドルを回すことによって児が		
		娩出される機構となっていること。		
		材質：シリコーンゴム製（又はこれと同等以上の質感及び耐久性		
		を有するもの）		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

グアテマラ国ケツァルテナンゴ県、トトニカパン県、ソロラ県母とこどもの健康プロジェクト

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		実習項目：分娩開始の診断、分娩介助の実技、軟産道裂傷の縫合		
		機能：部品入れ替えが可能		
		付属品：		
		標準付属品　（１式／式）		
		分娩介助用ガイド　（２個／組）		
		和文取扱説明書及び英文取扱説明書　（各１式／式）		
		参考銘柄①　助産演習モデルセット　LM063A 及び LM066	高研	6
		［構成］		
		内診モデル外陰部　１式		
		シリコーン分娩介助モデル外陰部　１個		
		シームレスシリコーン胎児モデル　１個		
		シリコーン胎盤モデル　１個		
		裂傷縫合モデル外陰部　１個		
		裂傷縫合模型　１式		
		助産演習モデル母体　１式		
		標準付属品：		
		グリセリン　１００ｇ　２本		
		布カバー　１枚		
		分娩介助用ガイド　２個／組		
		和文取扱説明書及び英文取扱説明書　各１式／式		
2	分娩介助モデル外陰部	（仕様）　１の助産演習モデルセットと入れ替え可能なパーツで		
	Obstetric Model-Vulva	あること。		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

グアテマラ国ケツァルテナンゴ県、トトニカパン県、ソロラ県母とこどもの健康プロジェクト

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		材質：シリコーンゴム製（又はこれと同等以上の質感及び		
		耐久性）とし、現地の寒冷気候下でも変形・変質しない		
		こと。会陰部をゴム式としたものは不可。		
		参考銘柄①　分娩介助モデル外陰部　LM0632	高研	6
3	裂傷縫合模型（交換用）	（仕様）　１の助産演習モデルセットと入れ替え可能なパーツで		
	Perineo-Suture Model	あること。		
		裂傷が左右であること。		
		材質：シリコーンゴム製（又はこれと同等以上の質感及び		
		耐久性）とし、現地の寒冷気候下でも変形・変質しない		
		こと。会陰部をゴム式としたものは不可。		
		参考銘柄①　裂傷縫合模型　LM0636	高研	6
		［構成］　左裂傷　５個　　及び　　右裂傷　５個		
4	母体用収納ケース	（仕様）　１の助産演習モデルセットが収容できること。		
		サイズ：５６　ｘ　４９　ｘ　３５ｃｍ		
		参考銘柄①　母体用収納ケース　LM063E	高研	6

（機材仕様書付属書２）

梱包条件書

1　マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1)ケース・マーク（黒字)

(宛先) AGENCIA JAPONESA DE COOPERACION INTERNACIONAL/JICA

(仕向地)　GUATEMALA

(2)サイド・マーク(赤字)

COOPERACION TECNICA POR EL GOBIERNO DEL JAPON

(3)CAUTION/CARE　MARK(TOP MARK 等)

2　梱包条件(海送)

海送を予定されている資機材の梱包は、原則として次の条件を満たすものであること。

(1)輸送条件に適応する堅牢な包装であること。

①原則として、合板密閉梱包とする。ただし、機材によってはすかし梱包またはスチール梱包でも良い。

②木材梱包とする場合は、次の条件によること。

・重量が500kg未満の場・合は、 JIS　Z　1402以上の規格の木箱密閉梱包。

・重量が500kg以上の場合は、 JIS　Z　1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。

③梱包ケースの側板の上下、及びふた板の両サイドに、必ず胴桟を打ちつけること。また、必要に応じ中間にも胴桟をつけること。

④梱包ケースは、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。

(2)取扱上便利な重量、容積、形状であること。

①現地での人力による荷卸作業を考慮し、一梱包の重量は単品を除き500kgを超えないようにすること。

②梱包ケース数が複数となる場合、コンテナによる輸送の可能性があるため、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさで各梱包ケースをまとめること。

③梱包ケースには必ず滑材、すり材をつけ、フォークリフトによる積卸しが可能な形状とすること。

(3)各個の重量、容積を平均化し、内容物が動揺しないようにすること。
①梱包ケース内には、緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
②付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

(4)荷造材料の品質、強度、乾燥などに注意すること。
①梱包に使用する合板は、JAS農林省告示383号(昭和39年4月11日)の3等品以上の規格の普通合板とすること。

(5)仕向地及び経路の気候、風土に適すること。
①木材梱包の場合、仕向地により燻蒸などの必要な処理を行うこと。
②梱包は、中の資機材が雨水で濡れないよう防水処理を行うこと。精密機械のような特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包など機材の安全な輸送に配慮した梱包とすること。

(6)その他必要事項に配慮していること。
①梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストの記載と内容品は一致させること。
②梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳書の該当するITEM番号を付すこと。
③輸送中での盗難防止のため、梱包ケースには製造メーカー名や、メーカーのマークをつけないこと。

3　梱包条件(空送)
空送を予定されている資機材の梱包は、次の条件によるものとし、その他必要事項については、原則として海送の梱包条件に準拠するものであること。
(1)精密機械のような特別配慮を要する資機材を除き、梱包はJIS　Z　1506及びJIS　Z　1516以上の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボールにより、かつ　JIS　Z1507の規格を満たす形状の箱とすること。
(2)精密機械のような特別配慮を要する資機材については、輸送業者の専門的見地を踏まえて空送に耐えうる梱包を行うこと。

4.その他
特になし

以上